

事業認定申請書等作成要領

(通則)

第1条 事業認定申請書等の作成業務については、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(業務の施行)

第2条 削除

(事業認定申請書（案）の作成)

第3条 受注者は、土地収用法施行規則（昭和26年建築省令第33号。以下「施行規則」という。）で定める様式に従い、次の事項を記載した事業認定申請書（案）を作成するものとする。

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
- 四 事業の認定を申請する理由

2 前項第4号に掲げる事業の認定を申請する理由は、次の事項とし、その要旨を簡明に記載するものとする。

- 一 事業が法第3条各号の一に該当するものに関する事業であること。
- 二 事業計画の概要及び目的
- 三 事業の認定の申請に至った用地交渉の概略及び土地所有者等の概数
- 四 収用又は使用しようとする対象物

(事業計画書の作成)

第4条 受注者は、次の事項を記載した事業計画書を作成するものとする。

- 一 事業計画の概要
- 二 事業の開始及び完成の時期
- 三 事業に要する経費及びその財資
- 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
- 五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- 六 起業地等を当該事業に用いる事が相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

2 前項第1号に掲げる事業計画の概要については、全体計画及び起業地計画について、事業の目的及び内容並びに工事計画等について具体的に記述するものとする。

3 第1項第4号に掲げる事業の施行を必要とする公益上の理由については、当該事業を施行しない場合の社会的又は経済的な不利益及び当該工事を施工した場合の社会的又は経済的な利益を具体的に記述するものとする。

4 第1項第6号に掲げる起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由については、他の地点との比較設計等の引用などにより、起業地等の選定が適正である旨及びその理由等を具体的に記述するものとする。

(起業地及び事業計画等を表示する図面の作成)

第5条 受注者は、起業地及び事業計画等を表示する図面として、次の図面を作成するものとする。

- 一 起業地の位置を表示する図面
- 二 起業地を表示する図面
- 三 事業計画を表示する図面
- 四 横断図
- 五 縦断図
- 六 その他必要な図面

(手続の保留の申立書の作成)

第6条 受注者は、調査職員の指示により施行規則で定める様式に従い、次の事項を記載した手続の保留の申立書を作成するものとする。

- 一 起業者の名称
 - 二 事業の種類
 - 三 収用又は使用の手続を保留する起業地
- 2 前項第3号に掲げる起業地の表示については、前条第2号に掲げる起業地を表示する図面を併用し作成するものとする。

(関連事業を施行する必要が生じたことを証する書面)

第7条 受注者は、事業が関連事業であるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面として、次の書面を作成するものとする。

- 一 関連事業計画書
 - 二 管理者との協議書案
 - 三 関連事業を表示する図面
- 2 前項第1号に掲げる関連事業計画書は、本体事業計画書中に、関連事業の事業計画を記載するものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる関連事業を表示する図面は、第5条第2号及び第3号に掲げる起業地を表示する図面等を併用して作成するものとする。

(法4条地等の調査)

第8条 受注者は、関係者公署及び事業所等において起業地内に存する次の各号の施設等

を調査し、かつ、調査結果に基づき現地において確認するものとする。

- 一 法第4条に規定する土地等の所在地及び現に供している事業（施設）の種類並びに供している土地の面積、管理者等
- 二 土地利用についての法令の規定による制限の土地等の区域及び法令条項
- 三 事業の施行に関して行政機関の許可又は認可等を必要とする土地等の区域及び法令条項

（法4条地等の調査の作成）

第9条 受注者は、前条の調査結果に基づき、起業地内に前条各号に掲げる土地等が存する場合には、前条各号ごとに土地に関する調書を作成するものとする。

（法4条等を表示する図面の作成）

第10条 受注者は、第8条の調査結果に基づき、起業地内に同条第1号に掲げる土地等が存する場合には、それぞれの土地等について色分け着色し、かつ、番号を付して明確に表示するものとし、同条第2号及び第3号に掲げる土地等が存する場合には、それぞれの土地の範囲について符号を付して明確に表示するものとする。

- 2 法第4条に定める土地等を表示する図面は、第5条第2号に掲げる起業地を表示する図面を併用するものとする。
- 3 法第4条に定める土地等の判断については、事業認定申請の時点とする。

（管理者等の意見照会文書案の作成）

第11条 受注者は、起業地内に第8条各号に掲げる土地等が存する場合には、それぞれの土地等について各管理者ごと又は当該権限を有する行政機関ごとに法第18条第2項第4号又は第5号又は第6号に規定する意見書を求めるため意見照会文書案を作成するものとする。この場合において、起業地に編入される土地の範囲等を明らかにした図面を添付するものとする。

（関連事業に関する協議書案の作成）

第12条 受注者は、本体事業の施行に関連して必要となる事業が存する場合は、当該施設に関し権限を有する行政機関ごとに法第18条第2項第3号に定める意見書を求めるための協議書案（添付図書を含む。）を作成するものとする。

（土地面積及び主な物件の概数積算）

第13条 受注者は、実測平面図及び第5条第2号の図面等に基づき、起業地内のすべての土地等の面積及び主な物件の概数を積算するものとする。

（成果品）

第14条 事業認定申請書は、第3条から第13条までにより作成した図書等をとりまとめて、取りはずすことが可能な方法により1冊に製本するものとする。

(作成部数)

第15条 事業認定申請書の作成部数は、相談用資料及び添付書類並びに参考資料等については3部とし、申請図書は起業地の存する都道府県及び市町村の数の合計に4を加えた部数の写しとする。

(裁決申請図書の作成)

第16条 受注者は、法第40条第1項で定める裁決申請書を施行規則第16条及び第17条の規定により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第17条 受注者は、法第47条の3で定める明渡裁決申立書を建設省令第17条の6の規定により作成するものとする。

(参考資料の作成)

第18条 受注者は、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の参考資料を調査職員の指示により作成するものとする。

(作成部数)

第19条 裁決申請書及び明渡裁決申立書の作成部数は起業地の存する市町村の数の4を加えた部数とし、参考資料は4部とする。